

新年明けましておめでとうございます。
 今年の干支は「癸卯（みずのと・う）」
 「癸卯の年は万事・正しく筋を通してゆけば
 繁栄に向かう（これを誤ると紛糾し動乱
 する意を含む）」（安岡正篤）とのことです。
 まだ続くコロナ、物価の高騰、10月から始まるインボ
 イス制度など今後も社会は目まぐるしく変化してゆき
 ます。変化はチャンス。正しい経営が繁栄に繋がります。
 本年もよろしくお願ひ申し上げます。
 （田島 年男）



物価上昇の報道に自社でも給料を上げな
 ければならないと感じている経営者の方
 もいらっしゃると思います。
 ただし思うように利益が上げられない状況
 での人件費増は重い課題です。現状の利益と今後の見
 通しや目標から適正な社員数を検討し人件費予算を考
 えてみるのもひとつだと思います。
 気になった方は弊社までお問い合わせください
 （橋本 秀明）



新年あけましておめでとうございます。
 今年の正月は行動制限もなく、天候もよ
 かったのですが、実家にも帰らず近場で
 ゆっくりと過ごしました。
 皆様のお正月はいかがだったでしょうか？
 2023年は『卯は跳ねる』と言われるうさぎ年です。
 経済も株価も跳ね上がってほしいですね。
 また、ここにきてインフルエンザ・コロナ感染者数が増
 えてきていますので、気を付けましょう。
 今年も一年宜しくお願ひ致します。
 （村場 晋）



明けましておめでとうございます。今年は
 インボイスの導入、電子帳簿保存法の適用
 など中小企業を取り巻く環境が大きく変わ
 ります。昨年公表された大綱でインボイスの
 緩和や電子帳簿保存法の緩和等大幅に改正され、その
 確認だけで正月休みの大半を要してしまいました。
 実務上様々な課題が残っていると個人的には思いますが
 が導入は必須の事。皆様にしっかりと情報提供でき
 るように精進してまいりますので、今年もよろしくお願
 ひ致します。
 （鈴木 正義）



今年もどうぞよろしくお願ひいたします。
 昨年末乗っていた自転車がパンクしている
 ことが判明しました。最近体力が落ちたのか
 ペダルが重く歩いている人に抜かされること
 が増え、大荷物を乗せた途端倒れてとても乗って
 走れる状態ではなくなったことでようやく自転車に不具合
 があると気付きました。もっと早く気付いていれば…
 会社経営や病気もそのうち何とかかなと思わずに少し異変
 を感じたら早めに確認、対処、切替えが必要ではないかと
 考えました。まずは私も新しい自転車を探します。
 （森下 久美）



あけましておめでとうございます。
 正月は実家へ帰省しておりました。久し
 ぶりに故郷で過ごしたことで、身も心も
 リフレッシュ出来ました。皆様はいかが
 過ごされましたでしょうか。昨年は年末
 近くに体調を崩してしまいました。今年は健康を第一
 に考えて過ごしたいと思ひます。皆様にとっても今年
 がより良い年でありますよう、心よりお祈り申し上げ
 ます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。
 （釧田 拓郎）



あけましておめでとうございます。
 新年を迎え、今年度の目標を改めて掲げた
 方も多くいらっしゃると思います。
 具体的な数字目標もあれば、構想段階の場合
 もありますが、是非、雑談の中でも共有していただくと
 嬉しく思ひます。外に発信する事で新たな発想が生ま
 れたり、多方面から見る事もできます。
 みなさまのお力になれるよう尽力いたしますので
 本年もどうぞよろしくお願ひいたします。（玉井佳善子）



明けましておめでとうございます。
 年末年始は保険の話をする機会があり、
 それをきっかけに試しに将来の老齢年金
 の試算を行いました。その試算結果に驚愕し、
 今から老後のことを考えるのも遅くないではないかと
 思ひました。今回の税制改正でNISAの拡充もあり、
 いよいよNISAデビューかと思ひましたが、まずは目
 の前の仕事をコツコツ頑張ろうと改めて思ひました。
 本年もどうぞよろしくお願ひいたします。（棚橋 泰之）



【ご注意ください】 税務関連の詐欺、フィッシングメールが急増しています



国税庁をかたるショートメッセージ及びメールから「延滞金がある」「財産を差し押さえる」という内容で国税庁ホームページになりすました偽サイトへ誘導する事例が多発しています。不審なショートメッセージやメールを受信した場合には、アクセスすると被害を受けるおそれがありますので、アクセスしないようご注意ください。

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町1-2-5 ERVIC 人形町4階 TEL: 03-5847-1192

明けましておめでとうございます。今年100周年を迎えるディズニーのミッションは「(中略)他に類を見ないストーリーテリングの力で、世界中の人々にエンターテインメント、情報、インスピレーションをお届けすること」。混迷する時代には商売でも独自のストーリーで顧客をひきつける発信力が必要とされそうですね。

お役立ち情報

【令和5年度税制改正 その改正内容とは?】

令和4年12月に税制改正の内容が公表されました。今回は改正の概要と納税者に有利か否かをお伝えします。

※納税者有利…☀️、不利…🔻、どちらともいえない…☁️

消費課税（消費税インボイス制度関係）

☀️🔻☁️	改正項目	改正内容
☀️	消費税納付税額の計算方法の見直し	インボイス制度適用開始日に、免税事業者⇒課税事業者となる事業者は一定期間、消費税の納付税額を、課税標準額に対する消費税額の2割とすることができることとされました。
☀️	インボイス保存条件の緩和	基準期間の課税売上高が1億円以下 または 特定期間の課税売上高が5千万円以下の課税事業者は一定期間、課税仕入に係る支払対価の額が1万円未満の場合、帳簿の保存のみで仕入税額控除の適用が可能に
☀️	少額な返還インボイスの交付義務の見直し	制度開始日後に行われる売上対価の返還に係る返還インボイスの税込価額が1万円未満であれば、返還インボイスの交付義務を免除する。
☀️	インボイス制度 免税事業者の登録期限延長	免税事業者が課税期間の初日からインボイス発行事業者として登録を受けようとする場合、提出期限が課税期間の初日から起算して15日前までに緩和。（現行：1か月前でした。）
☀️	インボイス制度 登録の取消可能期間の延長	取消を受けようとする課税期間の初日から起算して15日前までに緩和（現行：30日前の日の前日でした。）
☀️	インボイス制度開始日後に発行事業者登録を受ける場合	登録を受けようとする日の15日前までに提出すれば希望日に登録を受けられることとなった。

電子帳簿保存制度

☀️🔻☁️	改正項目	改正内容
☁️	優良な電子帳簿の範囲変更	改正前は全ての帳簿が対象であったものが、絞り込まれ範囲が明確化されました。（手形帳、売掛帳、買掛帳、有価証券受払い簿、固定資産台帳、売上帳、仕入帳、貸金台帳等）
☀️	国税関係書類の スキャナ保存制度の要件緩和	・解像度・諧調・大きさに関する情報の保存が不要になりました。 ・入力者等に関する情報の確認要件が廃止されました。 ・相互関連性確認書類が契約書・領収書等の重要書類に限定された。
☀️	電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し	判定期間における売上高が5千万円以下(以前は1千万円でした。)の場合 または 出力書面が明瞭で、取引年月日等の日付や取引先ごとに整理がされている場合、検索要件を不要とする。
☀️	電子保管対応が困難な事情がある事業者に対する措置	電磁的記録のダウンロードの求め 及び 当該電磁的記録の出力書面の提出の求めに応じられるようにしている場合、かつ税務署長がやむをえない事情があると認めた場合のみ電磁的記録の保存が可能に。令和6年1月より適用。

※別紙に続きます。

今さら聞けない

今月の教えてキーワード：【スマホアプリ納付】

令和4年12月1日から、金融機関や税務署の窓口に行かずともスマホアプリからで国税の納付手続きを行うことができるようになりました。スマホアプリ納付に対応しているのは、PayPay・d払い・au PAY・LINE Pay・メルペイ、Amazon payとなっております。注意点は、一度の納付での利用上限金額が30万円という点、利用するアプリの設定上限により利用可能額が制限される場合がある点、領収証書が発行されない点です。メリットとしては、出向く手間が省ける、決済手数料が不要、事前の手続きが不要という点が挙げられます。

ウィズの本棚

『人生心得帖』



- ✓ロングセラー書籍！
- ✓原点に立ち返りたい方に！

【概要】本書は松下幸之助の「心得帖シリーズ」6作中の4作目です。他の5冊が商売と経営をテーマにした作品であるのに対し、本書は表題どおり、人生についての考えを述べたものです。松下氏自身の体験と鋭い洞察から得た“生き方の智慧”“人生の指針”が綴られています。人としての成功とは何か、悩みはどう解消すべきか、生きがいとは何か。人生の達人・松下氏の言葉には時を超えた説得力があります。

【出版：PHP社 著：松下幸之助】

今月の税務カレンダー【2月～3月】

2月10日

★1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

2月28日

★12月決算法人の確定申告

(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)

★3,6,9,12月決算法人の3月毎の期間短縮に係る消費税確定申告

★6月決算法人の中間申告(半期分)

★消費税年税額が400万円超の3,6,9月決算法人の3月毎の消費税中間申告

★消費税年税額が4,800万円超の11,12月決算法人を除く法人の1か月毎の消費税・地方消費税の中間申告(10月決算法人は2か月分)

3月15日

★前年分所得税の確定申告

★前年分贈与税の申告

先人の言葉

生きていくことに
感謝する

「平成の経営の神様」と呼ばれた稲盛和夫氏の言葉。人は一人では生きていけません。家族や友人、地域社会など自分を取り巻くあらゆるものに支えられて生きているのです。

トレンドを斬る！

今月のトピック：【PTA代行サービス】

近畿日本ツーリストの新事業である、PTA業務の代行サービスが好評です。運動会や遠足など行事の企画や人材派遣、広報誌の作成など、幅広く代行することが可能です。忙しい保護者からは負担が軽減されたという嬉しい声が多い一方で、学校に他人を送り込むことに否定的な見方もあります。賛否両論ある中、PTAの存在意義を問う試金石ともなりそうです。



商売のヒント

今月の商売のヒント：【桃を拾え！】

ある有名な実業家が「一生懸命やれば何とかかなると思っている人もいるけれど、成功の要因は運も大きく影響すると思う」と話していました。確かに、経営者でもアスリートでも、ジャンルを問わず「成功」と「運」はワンセットで語られることが多いように思います。

「運の正体」には色々な言説がありますが、ホリエモンこと堀江貴文氏が展開した、おとぎ話の『桃太郎』をヒントにした持論はとてユニークです。川上から大きな桃が流れてきても、普通は気味が悪くて誰も拾わない。そんな中、おばあさんは桃を拾った。これは一種の異常行動である。しかも、拾ったあと家に持ち帰った。そのあとの展開はご存知のとおりです。

一体おばあさんは何を拾ったのか。流れてきた桃は何を意味していたのか。桃が何かの隠喩表現だと考えると、『桃太郎』における桃は「チャンス」の象徴で、おばあさんはチャンスを拾った(つかんだ)と考えるのがホリエモンの「桃太郎理論」です。おばあさんよりも川上で洗濯をしていた人もいたと思いますが、その人たちは桃を拾いませんでした。「流れてきた大きな桃を拾う」という通常とは違う行動をとったおばあさんだけがチャンスをものにした、というホリエモンの解釈は「運」の本質を突いているように思えます。

損得を慎重に考える人よりも、ここ一番の大勝負や大胆な決断ができる人に運は味方するといわれます。もしかすると、運は通常とは違う行動をする人を好んでいるのかもしれませんが、新たな可能性を感じてはいるものの、変化に伴うリスクに尻込みをしまったり、変わることで体が面倒だと感じてしまったりして結局、チャンスを逃してしまったりという経験が誰しも一度はあるのではないのでしょうか。

一生懸命やってきて、行き詰まりを感じているときには、おもいきって通常とは違う独自の発想で動いてみると運が味方してくれるかもしれません。

